



アルバイトと源泉徴収

秋も深まり、冬支度が気になり始める季節ですね。年末が近づくと、何かと定番の仕事が増えてきます。

I. 源泉徴収

給料を支払うときは、所定の基準に基づき所得税を天引きすることが必要になります。この天引きすることを**源泉徴収**といいます。

いくら源泉徴収すべきかは税務署から送られてくる「**源泉徴収税額表**」を利用して把握します。原田会計ご提供の税務手帳にもこの税額表は記載されています。

II. 短期アルバイトの源泉徴収

「源泉徴収税額表」には、甲欄、乙欄、丙欄というのがあるのをご存知でしょうか？

・ 甲欄

「扶養控除等申告書」を従業員さんが会社へ提出している場合に適用を受ける欄です。短期雇用ではなく、主たる勤務先にしか提出することができませんが、正社員の方は通常この甲欄で源泉税を計算します。

・ 乙欄

「扶養控除等申告書」が未提出の人について源泉税を計算する場合には、この乙欄を利用します。主たるお勤め先以外から給料をもらう場合には乙欄で源泉徴収されることとなります。

・ 丙欄

2ヶ月以内のアルバイト等で、日給、時給で給与が計算される場合には、この丙欄を使って源泉税を計算します。

III. 短期アルバイトと源泉税

「源泉徴収税額表」の丙欄をじーっと見ると分りますが、2ヶ月以内の短期アルバイトの場合、**日給で9300円未満**であれば源泉税はゼロとなります。もちろんこの9300円には非課税交通費を含めていない金額で判断します。

なお、**継続雇用期間が2ヶ月を超える**場合には「甲欄」もしくは「乙欄」で源泉徴収をしなければなりませんので注意が必要です。